

## 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について

### 1 市立小中学校の臨時休業

#### (1) 臨時休業

新型コロナウイルス感染症への対策を徹底した上で、令和2年4月8日（水）から学校を再開したところではあるが、その後の県内での感染状況等を踏まえ、再度、令和2年4月16日（木）から令和2年5月6日（水）まで臨時休業とする。

#### (2) 臨時休業中の対応

ア 小学校において次の児童の受入れを行う。

##### 対象

- ・いきいきこどもクラブに入会している児童
- ・いきいきこどもクラブに入会していない児童で、保護者が医療、福祉又は保育職の児童

##### 時間

- ・平日の午前8時30分から午後2時30分まで

イ 部活動は中止する。

ウ 学校体育施設開放は中止する。

#### (3) 学力保障

- ・別紙1「臨時休業期間中の児童生徒への学習支援基本方針」のとおり

#### (4) 運動会及び体育大会

7月末までは実施しないこととする。

### 2 市立小中学校及び幼稚園における感染予防対策

#### (1) 消毒用アルコールの配付

ア 配付量 小学校1校あたり10ℓ、中学校1校あたり7ℓ

イ 備考 市立幼稚園には、県教育委員会が1園あたり除菌消臭剤4ℓを配付

#### (2) マスクの配付（市内業者製作のマスク6万枚を緊急購入）

ア 配付数 当該校の児童又は生徒数及び当該園の園児数×3枚＋予備

### 3 いきいきこどもクラブの対応【参考】

#### (1) 預かりの実施

いきいきこどもクラブは、小学校の臨時休業に伴い、次の児童の預かりを実施する。

##### 対象

- ・いきいきこどもクラブに入会している児童
- ・いきいきこどもクラブに入会していない児童で、保護者が医療、福祉又は保育職の児童

##### 時間

- ・平日の午後2時30分から午後7時まで

- (2) いきいきこどもクラブで新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応
- ・感染者は、治癒するまで施設を利用又は施設で勤務しない。感染者が出た場合、当該施設は臨時休業とする。
  - ・濃厚接触者は、およそ2週間程度は施設を利用又は施設で勤務しない。濃厚接触者が出た場合、当該施設は臨時休業とする。
  - ・職員が感染者又は濃厚接触者の場合、十分な職員配置が確保されるまで休業を継続する可能性がある。

#### 4 イベント等への対応

(1) 教育委員会が主催・共催するイベント等の開催方針

教育委員会が主催・共催する講演会、シンポジウム、研修会、各種イベントの開催について、大規模な参集で不特定多数の参加があり、参加者の追跡が困難なイベント等は、当面の間、中止または延期とする。

その他のイベント等については、次の条件を満たし、対策を講じる場合は開催することができる。

○条件

- ・換気が悪い密閉空間でないこと
- ・多数が集まり密集しないこと
- ・間近で会話や発声をする密接な場面がないこと

○対策

- ・発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請
- ・咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
- ・アルコール消毒液を会場や会場内の複数個所に設置
- ・屋内イベントにあっては定期的な換気

※ただし、4月8日の市内感染者の確認を受けて、当該感染者に係る感染経路や濃厚接触者、行動範囲等が明確になるまでの間、全ての主催・共催イベントは中止又は延期とする。

(2) 教育委員会において中止または延期した主なイベント等

- ・新市立美術館市民内覧会（延期）
- ・東広島市民スポーツ大会（陸上の部）（中止）

(3) イベント等の開催自粛に伴う施設利用料の還付について

令和2年2月26日から令和2年5月31日までの期間内で、各団体や地域で開催するイベント等を中止し、市の施設の予約をキャンセルされる場合、納付済の施設利用料については全額還付する。

(4) 開館時間の変更や利用制限を行っている主な施設等

| 施設名   | 内容   |
|---|--|
| 図書館   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 閲覧席、視聴覚ブース、カーペットコーナー等は、利用を休止中</li><li>・ 閲覧席が利用できない間は、貸出冊数を 10 冊に増</li><li>・ 貸出延長、レファレンス、予約キャンセルの電話受付け</li><li>・ 対面朗読室、読書活動室などの集会室の利用は休止中</li></ul> |
| 児童青少年センター   | 施設の利用を中止し、教育相談業務のみ実施中  |
| 黒瀬屋内プール・安芸津 B&G 海洋センターのトレーニング室                      | 利用を休止中   |
| 東広島運動公園体育館のトレーニングルーム                                | 利用を休止中   |
| 旧石井家住宅、旧木原家住宅<br>三ツ城古墳パネル展示室<br>出土文化財管理センター展示室、現美術館 | 公開を休止中   |

## 1 基本とする考え方(1 か月間を想定)

○分散登校や家庭学習を実施しながら、児童生徒の「主体的な学びのサイクル」を回すことが重要



○休業中でも、復習以外に未履修単元を児童生徒が自主的に取り組んでいくための取組が必要

○学校HPを活用した視覚的支援や、メール配信による助言・指示も有効

○家庭状況や習熟度の差に配慮し、児童生徒にとって過度の負担とならないようにすることが必要

## 2 具体的な学習支援計画づくり

## (1) 指示する学習内容の決定

休業期間以降に予定する学習のうち、教科ごとに家庭で自主的に取り組みやすい単元・題材を選択する。(この場合、必ずしも単元の配列順にこだわる必要はない。)

## (2) 中心となる学習方法の決定(復習だけでなく、予習にも取り組ませる。)

## ① 教科書等を活用した予習

教科書を読む→ドリル・ワーク、プリント等にトライ→提出→評価のフィードバック

## ② 実技練習

毛筆、楽器の曲演奏、図画工作・美術における作品づくり、体力づくり、技術・家庭科における実習(保護者の支援)等

## ③ NHK教育テレビ番組の放送予定表の配付と視聴

テレビ視聴は、家庭のネット環境に左右されないので、学習意欲を引き出すためにも有効

## ④ 学校HPやネット上の教材による学びは、強制しないが情報提供は有効

※4月13日付け 事務連絡「家庭用デジタル学習教材について」参照

## ⑤ 家庭学習の日誌への記入(生活目標的な内容もあれば入れる。また、別添広島県教育委員会作成「マイ・オリジナル・ウィーク」シートも必要に応じて活用する。)

## (3) 分散登校(学年別登校)の実施

## ① 分散登校の期間は、4月20日(月)～5月1日(金)とする。

## ② 週に1日2～3時間程度の分散登校を実施し、家庭学習の答え合わせや学習上必要な指導等を行う。(授業形式で学習指導を行うことは可能だが、臨時休業中のため授業カウントはしない。)

## ③ 必要に応じて、家庭訪問を行い、個別に対応する。

(家庭の状況によっては強制できない。また、保護者不在の家庭訪問は原則好ましくない。)

## ④ 場合によっては、個別登校の日時を決め、指導することも可能。

令和2年4月21日

各幼稚園長 様

東広島市教育委員会教育長  
( 学 事 課 )

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
学校教育施設の臨時休業の協力要請について (通知)

このことについて、広島県教育委員会教育長から別紙写しのとおり依頼がありました。ついで、4月22日(水)から5月6日(水)までの間、臨時休業としてください。なお、保護者の就労上の都合等により、家庭で保育ができない場合は、令和2年4月17日付け依頼の「東広島市立幼稚園における登園自粛の協力依頼について」に基づき、引き続き受け入れを行ってください。

担当 学事課管理主事



令和2年4月18日

各市町教育委員会教育長 様

広島県教育委員会教育長  
(学校経営戦略推進課)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
貴所管の学校教育施設の臨時休業の協力要請について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月16日、本県を対象区域に含む新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されました。

これを受けて、新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長から、別紙写しのとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく臨時休業の協力を要請する旨の通知がありました。

については、4月22日(水)から5月6日(水)までの間、貴所管の学校教育施設(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)について、臨時休業の協力を要請しますので、御対応いただくようお願いいたします。

担当：黒田

電話：082-513-4966

## 公共施設の臨時休館について

### (1) 概要

国が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大したことを受けて、感染拡大防止の観点から、臨時休館等を実施するもの。

### (2) 対象となる主な施設（教育委員会関係）

| 区 分       | 対象施設   | 備 考                          |
|-----------|--|------------------------------|
| 社会教育関係施設  | 生涯学習センター   | ・受付は従来どおり行う                  |
|           | 図書館  | ・予約資料貸出と返却のみ対応<br>(4/22～5/6) |
|           | 児童青少年センター  | ・教育相談業務は電話のみで受付              |
| 文化施設      | 芸術文化ホールくらら   | ・受付は電話のみ<br>(4/22～5/6)       |
|           | 市民文化センター   | ・受付は従来どおり行う                  |
| 体育・スポーツ施設 | 市民体育館<br>市民グラウンド<br>市民プール<br>(B&G 海洋センターを含む)<br>河内・福富パークゴルフ場<br>グリーンスポーツセンター<br>コミュニティスポーツ広場 |                              |

### (3) 期間

令和2年4月18日（土）から 5月6日（水）まで

※図書館のみ4/19（日）から

※今後の状況によって変更（延長など）する可能性がある